平成２２年（フ）第１６１５号
広島県廿日市市大野4518番地１
債務者　峰　　綾
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４１号
広島市中区舟入南１丁目６番35―902号
ヴィラヴランジュ
債務者　板倉　由理
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３７号
福岡県久留米市城島町江上上６番地３　県営城島団地４棟102号
債務者　中村　初美
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３６０号
佐賀県三養基郡みやき町白壁1253番１　コーポヒルズ101号、住民票上の住所福岡県久留米市北野町石崎５番地12
債務者　辻　勇喜人
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３９５号
福岡県久留米市白山町384番地５
債務者　臼井　　直
１　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４１０号
福岡県久留米市天神町154番地５　レオパレス天神302号
債務者　末次　公洋
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４１９号
福岡県久留米市小森野１丁目６番８―701号
債務者　荒木　留美
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６８号
福岡県八女郡広川町大字一條982番地６
債務者　斉藤景代子
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第７５号
福岡県筑後市大字熊野1416番地１　竹苑Ｉ―103号
債務者　三浦　清子
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第５３０号
大分市大字常行133番地の４
債務者　廣戸　良司
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５３１号
大分市大字常行133番地の４
債務者　廣戸喜代子
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４９３号
沖縄県浦添市伊祖３丁目２番６―101号屋城荘101
債務者　比嘉　盛全
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５４３号
秋田市手形田中９番16号
債務者　三浦　杏奈
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５０号
秋田市御所野元町４丁目13番12号　御所野ハイツＢ―203
債務者　武藤　重已
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６６号
秋田市寺内後城19番５号
債務者　石郷岡智美
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５号
秋田県鹿角市尾去沢字新山33番地２、前住所岩手県盛岡市永井20地割５番地74
債務者　山本　昭彦
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第９６号
秋田県大館市東台４丁目４―25―１、住民票上の住所秋田県大館市釈迦内字二ツ森87番地４
債務者　伊藤　涼子
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
秋田地方裁判所大館支部